平成29年12月22日 第11951号

平成 2 9 年 1 2 月 2	2 н																	77 1 1	9015
0		0	<i>D</i>	0	0	0	0	0		0	0	0		пΙ-	0			ja -	
選		<u></u>	の完	開	公	農	県	県		保	指	特		助金	岡			j	到
举 権		般競	了	発許	共測.	業振	営土	営土		安 林	定介	定施		等の	山県			_	ī .
を 有 す		争 入:		可を	量の	興地	地 改.	地 改·		の解	護予	設の		名称	補助・			L	Ц
る	選挙	札の		受 け	実 施	域 の	良 事	良 事	公公	除 予	防 サ	設 置		等 の	金 等	告	目		目
者 の	挙 管 理 委 員 会 】	実施		た 開		区域	業 変	業 廃		定	ー ビ	許 可		制定	交 付			5	県
総 数	委員			発 行		の 変	更 計	止 処	告】		スの	申請		の 一	規 則	示	次	,	
の 三 分	会】			為に		更	画の	理 計			事業		県 例	部 改	\mathcal{O}			_	-
分 の				関す			縦覧	画の			の 廃		規集	正	規定に			\$	极
<u>ー</u>				る エ			-	縦覧			止		登載		よる			•	
数				事				عار							補			3	発 亍
選		用		建	監	農	"	耕		治	長	環			保				
举 管		度課		築指	理課	村 振		地 課		山課	寿 社	境 管			健 福		担 当	Ļ	到 山
理 委				導 課		興課					会課	理課			祉 課		課	ļ	
委 員 会																	(室)	*	>
																			目次
																			担当課(室)

◎岡山県告示第六百四号

の名称等の制定) 1和四十一年岡山県告示第五百十三号 の一部を次のように改正し、 (岡山県補助金等交付規則の規定による補助金 平成二十九年度分の補助金から適用す

平成二十九年十二月二十二日

岡山県知事

六号災害に係る災害援護資金貸付金利子補給補助金の項及び岡山県福祉事業団育成強化 の部岡 同部岡山県社会福祉事業助成費補助金の項の次に次のように加え .県福祉避難所設置促進事業費補助金の項、 平成十六年台風第十

									金	導事業費補助	ア形成訪問指	岡山県キャリ			事業費補助金	介護職場体験	岡山県福祉・
											材の確保	福祉・介護人				材の確保	福祉・介護人
事が適	の他知	団体そ	係職能	介護関	福 祉 •	団体、	置する	等を設	成施設	祉士養	介護福	県内の	営者	等の運	祉施設	社会福	県内の
											指導事業	キャリア形成訪問				験事業	福祉・介護職場体
									れか少ない額	除した額とのいず	から寄附金等を控	選定額と総事業費		れか少ない額	除した額とのいず	から寄附金等を控	選定額と総事業費

金 対 介 岡 策 護 山 推 人材 福 補 確 社 助 保・	助 促 介 岡 金 進 護 山 事 人 県 業 材 福 費 参 祉 補 入・	
材 福 の 確 ・ 介 護 人	材 福 の 祉 確 ・ 保 介 護 人	
成 会 進 対 材 介 福 岡 員 の 協 策 確 護 祉 山 構 議 推 保 人 ・ 県	体 め 当 事 の 団 係 介 福 団 置 等 成 祉 介 県 る と が 他 体 職 護 祉 体 す を 施 士 護 内 団 認 適 知 そ 能 関 ・ 、る 設 設 養 福 の	体 め 当 る と 団 認
保対策推進事業	入促進事業人材参	
事業当たり二百万 円を限度とする。 のこ百万	れ 除 した 額 と の い で 額 と の い で を を を で で を を を を を を を を を を を を を	

表保健福祉部の部岡山県動物愛護推進事業費補助金の項及び岡山県食品衛生普及事業

同部岡山県放課後児童健全育成事業費補助金の項中

			< ∘	市を除	び中核	都市及	(指定	市町村	
支援事業	児童クラブ学習	3 岡山県放課後	事業	児受入サポート	児童クラブ障害	2 岡山県放課後	域支援事業	1 岡山県学童地	

7

<u></u> <	市を除	び 中 核	都市及	(指定	市町村	除 都 (指 町 で を 定 村
児童クラブ学習	2 岡山県放課後	事業	児受入サポート	児童クラブ障害	1 岡山県放課後	援事業岡山県学童地域支

に改め、同部

		団体		
れか少ない額		係職能		業費補助金
除した額とのいず		介護関		ベント支援事
から寄附金等を控	イベント支援事業	福 祉 •	材の確保	の日」啓発イ
選定額と総事業費	「介護の日」啓発	県内の	福祉・介護人	岡山県「介護
		営者		
		等の運		
		成施設		
		士等養		
		護福祉		費補助金
れか少ない額		設、介	び研修の実現	学習支援事業
除した額とのいず	習支援事業	祉施	円滑な就労及	補者受入施設
から寄附金等を控	候補者受入施設学	社会福	祉士候補者の	介護福祉士候
選定額と総事業費	外国人介護福祉士	県内の	外国人介護福	岡山県外国人

岡山県特別保育事業費等補助金の項を次のように改める。

市 び 都 (市 を 中 市 指 町 除 核 及 定 村	市 町 村	市町村 村 (保福祉部	費 病 相 児 明 明 会 育 日 ・ 日 ・ 米 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
支 援 援 ぞ が ケ	保育体	保部のかが	事日業・
・ デル 事業	保育体制強化事業	保育体制強化事業 補助基本額の四分 を	の円滑な休日保育所等にお
の三 補助基本額の四分	の一補助基本額の四分	の一番をおります。	く 市 び 都 (市 で を 中 市 指 町 除 核 及 定 村
領 の 四 分	額 の 四 分	領 の 四 分 量 補	2 1 保 応 ん 債 推 の 所 進 の び 事 が お 業 か お
に 改 め、	_	- 助 を 金 の 項	育)進事業 (休日でのびのび保育があさんま業 (休日まかあさんでのびのび保育
同部岡山県安心		Ψ	の一以内の一以内の二分

市町村 保育所緊急整備事

支援事業

に次のように加える。

に改め、

同部岡山県少子化対策強化交付金の項の次

<u></u>	•	岡						<	岡	
交付金	子育で						休等	パパル	山県は	
	子育て支援	山県子ども					育休等奨励金	パパたちの	は た ら	
子育	地域	市町		推進	焦	環境、	子育	え合い	社会	
子育て支援事	域子ども	町村が行う				環境づくりの	子育てをする	いなが	社会全体で支	
事	•	5				Ø	Ź	6	支	
		市町	事業主	当する	自	件に該	める	別に	知 事	
		村	Ì	: 7	5	該	要	に定	が	
年法	援法	子ど				励	2	授	1	
律		£ .				励金	孫	奨励金	男	
第六	(平成二十	子					孫育て休暇	717-	育旧	
律第六十五	十四	子ども・子育て支					杯暇奨		男性育児休業	
	の	 補							定	
	<u></u>	助其							額	
		助基本額の三分								
		줹								
		\mathcal{O}								

市町村 「率を乗じて得た額以内」 保育所緊急整備事

「事業ごと」を「補助基本額に事業ごと」に、

基金特別対策事業費補助金の項中

中核市	市及び	指 定 都	法人等	会福祉	村、社	市 町	
	特定治療支援事業	不妊に悩む方への		対策事業等	施設内遊具の安全	児童養護施設等の	業等

を

る。 を「定額」に改め、 表保健福祉部の部岡山県少子化対策重点推進交付金の 業の推進 規定する地域子ど 号)第五十九条に に掲げる事業を除 ・子育て支援事 (同条第十三号 項中「補助基本額の

同部岡山県結婚新生活支援事業費補助金の項の次に次のように加え 十分の十」

衣保健福祉部の郊	分)補助金	める団体実施	県が適当と認	付事業(岡山	就職準備金貸	岡山県保育士		金	支援総合交付	岡山県被災者	
部岡山県児童家庭					保	保育人材の確	する支援	た子どもに対	により被災し	東日本大震災	
歴支援セン			団体	認める	適当と	知 事 が				市町村	
ノター 運営事業費補品					貸付事業	保育士就職準備金				保育料等減免事業	
の部岡山県児童家庭支援センター運営事業費補助金の項の次に次のよ						定額				定額	

に加える。 よう

親家庭の子ど もの生活・学 山県ひとり 活の向上 の子どもの ひとり親家庭 生 都市及 市町村 (指定 子どもの生活 習支援事業 補助基本額の

ア体制づくり市町村支援事業費補助金の項中

表保

健福祉部

 \mathcal{O}

部国民健康保険組合事務費補助

金の

項を削

ŋ

同部

岡山

県地域包括ケ

T 補助基本額の二分 を

助金 施設整備費補 に係る分) 待防止対策等 育成支援対策 山 1県次世代 (児童虐 等の防犯対策 児童養護施設 強化 児童養 等 の 護施設 設 る工事 防犯対策を強化 児童養護施設等 す \mathcal{O} 補助基本 の三以内 額 \mathcal{O} 四分

ように加える。 表保健福祉部 補助金 金貸付 親家庭高等職 業訓練促進資 山 1県ひとり 0 部 ひとり 畄 促進 の親 県児童虐待 \mathcal{O} 親家庭 自立 \mathcal{O} 祉法人 祉協議 社会福 社会福 市を除 山県 D V 対策等総合支援事業費補助金 進資金貸付事 庭高等職業訓練促 山 県 ひとり親家 定額 \mathcal{O} 項 0 次に次

十分の十編助基本額の

_

◎岡山県告示第六百五号

申請のあった特定施設の設置 瀬戸内海環境保全特別措置法 の許可申請 (昭和四十八年法律第百十号) 第五条第一 が概要は、 のとおりである。 項の規定によ

く事前評価に関する事項を記載し なお、 この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響につい た書面を次のとおり縦覧に供する。 ての 調査の結果に基づ

平成二十九年十二月二十二日

木 隆

太

申請の概要

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあ ってはその代表者の氏名

株式会社大市珍味

 $\widehat{\mathbb{H}}$

严

大阪府大阪市東住吉区住道矢田4丁

Ш

6番41号

₩ 楢崎

工場又は事業場の名称及び所在地 株式会社大市珍味岡山工場

松

所在地 苫田郡鏡野町市場15

(3) 特定施設に関する事項

区						分		新	設			新	設			新	設			新	設	
種						類	冷凍 用に	2 - ロ 調理食 供する - 1)	品製造 3 湯煮	走業の 施設	冷凍調用に	2 - ロ 調理食 供する - 2,	5 湯 煮	施設	冷凍に	2 - ロ 調理食 供する - 4)	品製造 3 湯 煮	造業の (施設	冷凍	2-ロ 調理食 供する - 5,	5 湯煮	施設
能						力	500 L	,			400 L	/基			600 L				200 L	/基		
工 事 着	手	予	定	年	月	日	既設				同左				同左				同左			
工 事 完	成	予	定	年	月	日	既設				同左				同左				同左			
使 用 開	始	予	定	年	月	日	許可	後直ち	に		同左				同左				同左			
使用時間間隔及びにその使用に の概要	び1 工季節	日当 的変	たり動が	の使ぶある	用時 場合(間並はそ	連続	8 時間			同左				同左				同左			
使用時において 当該特定施設か		区			分		通	常	最	大	通	常	最	大	通	常	最	大	通	常	最	大
ら排出される液 水等の汚染状態	=	水	量((m³/	日)			5		10		計8		計16		6		12		計4		計8
の通常の値及び 最大の値並びに	r K	р	Н				6.0	~8.0	6.0	~8.0												
当該汚水等の追出の最大の追出の最大の最大の最大の最大の最大の最大の最大の最大の最大の最大の最大の最大の最大の	<u> </u>	ВО	D ((mg/	L)			800		1,000												
の量の重及の取り		СО	D ((mg/	L)			500		700												
		S	S	(mg/	L)			500		700	同左				同左				同左			
		油	分((mg/	L)			20		50												
		Т —	N	(mg/	L)			50		70												
		Т-	Ρ ((mg/	L)	•		30		50												

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)別表第1の号番号及び名称とする。

区				分	新	設	新	設	新	設	新	設
種				類	18の2-ハ 冷凍調理食 用に供する (M-1)	品製造業の 6 洗浄施設	18の2-ハ 冷凍調理食 用に供する (Y-1)	品製造業の る洗浄施設	18の2-ハ 冷凍調理食 用に供する (Y-2)	品製造業の 3 洗浄施設	18の2-ハ 冷凍調理食 用に供する (S-1)	品製造業の 5洗浄施設
能				力	4, 420 L / 🗉	1	130 L / 回		130 L / 回		768 L	
工事着手	予 定	年	月	日	既設		同左		同左		同左	
工事完成	え 予 定	年	月	日	既設		同左		同左		同左	
使 用 開 始	6 予 定	年	月	日	許可後直ち	に	同左		同左		同左	
使用時間間隔及び びにその使用にす の概要	び1日当た 季節的変動	りの使 がある	用時 場合/	間並	2回/月,	1時間	2回/週,	8時間	3回/週,	8時間	1時間	
使用時において 当該特定施設か	区		分		通常	最 大	通常	最大	通常	最大	通常	最 大
ら排出される汚 水等の汚染状態	水量	(m³/	日)		6	10	2	3	4	8	1	2
が の 通常の値 通びに	рН				6.0~8.0	6.0~8.0	同左				6.0~8.0	6.0~8.0
取べい 直並 当該汚水等の通 常の量及び最大	ВОД	(mg/	L)		300	500	50	100			100	200
の量	COD	(mg/	L)		300	500	50	100			100	200
	S S	(mg/	L)		50	200	10	20	同左		100	200
	油分	(mg/	L)		10	50	5	10			10	20
	T - N	(mg/	L)		10	15	同左				3	5
	T - P	(mg/	L)		1	2	PH/L				1	2

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令別表第1の号番号及び名称とする。

区					分	新	設	新	設
種					類	18の2-ハ 冷凍調理食 用に供する (S-2)	品製造業の 6 洗浄施設		品製造業の る洗浄施設
能					力	1, 408 L		1, 200 L	
工 事 着 手	- 予	定	年	月	日	既設		同左	
工事完成	え 予	定	年	月	日	既設		同左	
使 用 開 始	3 予	定	年	月	日	許可後直ち	に	同左	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並 びにその使用に季節的変動がある場合はそ の概要						1時間		同左	
使用時において 当該特定施設か	×	ζ.		分		通常	最 大	通常	最大
ら排出される汚 水等の汚染状態	水	量((m³/	日)		2	4		
の通常の値及び 最大の値並びに	р	Н				6.0~8.0	6.0~8.0		
取入の値並びに 当該汚水等の通 常の量及び最大	BOD (mg/L)			100	200	1			
の量の単及の取入	COD (mg/L)					100	200	同左	
	S S (mg/L)			100	200	日左			
	油 分 (mg/L)			10	20				
	$T-N \pmod{L}$			3	5				
	Т-	- P ((mg/	L)		1	2		

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令別表第1の号番号及び名称とする。

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

区					分		新	設			
工場又は事業	工場又は事業場における施設番号					排水処理施設No. 1					
種 類	種 類 及 び 型					HUENS社連続式					
構	構					鉄筋コンクリート造					
主要	主 要 寸					W24, 250 m m × L 12, 200 m m × H6, 100 m m					
能					力	200㎡/日					
処 理	の		方		法	旋回噴流式 +接触ばっ	オゾン処理・ 気方式	+多重管型接	触酸化処理		
工 事 着	手 予	定	年	月	日	既設					
工 事 完	成 予	定	年	月	日	既設					
使 用 開	始 予	定	年	月	日	許可後直ち	に				
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並 びにその使用に季節的変動がある場合はそ の概要					間並はそ	連続24時間					
使用時における	原用時における 該汚水等の処 区 分				処り	里 前	処 ヨ	理 後			
当地である。				分		通常	最 大	通常	最大		
理理の状及びの量が別様のである理汚の値を及び、の最近の常の活のである。の理汚の値が多くの理汚の値が多くで、通大波の量がのでは、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般	水	量	(m³/	日)		91	200	- 同左			
及び最大の値並	р	Н				5.8~8.6	5.8~8.6	阿江			
の通常の量及び最大の量	ВС	D	(mg/	L)		300	500	30	50		
取入の重	CC	D	(mg/	L)		300	500	20	30		
	S	S	(mg/	L)		50	200	30	40		
	油	分	(mg/	L)		10	50	2	5		
	Т-	- N	(mg/	L)		30	40	9	15		
	T-P (mg/L)					20	25	0.8	1		
	大腸菌群数(個/cm³)					無数	無数	0	3,000以下		

(5) 排水口に関する事項

排水口番号 No.		. 1	No. 7		No. 2~6, No. 8~27 (雨水)		
区 分	新	設	新	設	新	設	
	通常	最 大	通常	最大	通常	最 大	
水 量 (m³/日)	91	200	0.5	1.5	0	0	
р Н	5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6	-	-	
BOD (mg/L)	30	50	60	90	-	-	
COD (mg/L)	20	30	20	30	-	1	
S S (mg/L)	30	40	40	50	-	1	
油 分 (mg/L)	2	5	2	5	-	1	
T-N (mg/L)	9	15	120	160	_	-	
T-P (mg/L)	0.8	1	1	3	-		
大腸菌群数(個/cii)	0	3,000以下	0	3,000以下	-	-	

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期 間 平成29年12月22日から平成30年1月12日まで
- (2) 場 所 岡山県環境文化部環境管理課及び鏡野町役場

◎岡山県告示第六百六号

介護保険法 (平成九年法律第百二十三号) 第百十五条の五第二項の規定により、

とおり指定介護予防サー ビスの事業を廃止する旨の届出があった。

平成二十九年十二月二十二日

太

事業所の名称及び所在地

名彩

特別養護老人ホームフェニックス

2

事業者の名称及び主たる事務岡山県玉野市玉原二-二四

兀

社会福祉法人陽光会

事業者の名称及び主たる事務所の所在地

△ 所在地

岡山県玉野市玉原二-二四-四

平成二十九年

平成二十九年十二月三十一日

三三七〇四〇〇三七〇

兀

介護保険事業所番号

五.

介護予防短期入所生活介護

◎岡山県告示第六百七号

(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、 農林水産大臣

から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成二十九年十二月二十二日

解除予定保安林の所在場所

原木

隆

太

新見市神郷釜村字井手山六〇六の 九 六〇六の 六〇六の一二

保安林として指定された目的

解除の理由

道路用地とするため

用する同法第八十七条第五項の規定により、 [五三〇] 土地改良法 川上地区 (昭和二十四年法律第百九十五号)第八十八条第六項にお (ほ場整備野呂地区)) 県営土地改良事業廃止処理計 を定めたので、 関係書類を次 画 \mathcal{O} 中

て十五日以内に知事に対して審査請求をすることができる。 この公告に係る決定に対して不服がある者は、 縦覧 0 期間 満了 \mathcal{O} \mathcal{O} 翌日 か ら起算

平成二十九年十二月二十二日

岡山県知事

伊

原

木

太

縦覧に供する書類

地区)) 県営土地改良事業廃止処理計画書 中 間 地域総合整備 区 (ほ場整備野呂

三 縦覧の場所

平成二十九年十二月二十二日から平成三十年一月十二日まで

高梁市産業経済部西部土木事務所

を次のとおり縦覧に供する。 用する同法第八十七条第五項の [五三一] 土地改良法 (農業用 用排水施設整備音藤地区 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第八十八条第六項に 規定により、 県営土地改良事業 北地区)) 計画を変更したの 中 間地域総合整備 おい 関係書類 て準

て十五日以内に知事に対して審査請求をすることができる。 こ の 公告に係る決定に対して不服がある者は、 縦覧の 期間 \mathcal{O} \mathcal{O} 翌日 か ら起算し

平成二十九年十二月二十二日

[県知

原

木

太

縦覧に供する書類

区 県営土地改 良事業

変更計画書 間地域総合整備 Ш 地区 (農業用用排水施設整備音藤地

三 縦覧の場所

平成二十九

年十二月二十二日から平成三十年一月十二日まで

高梁市産業経済部西部土木事務所

[五三二] 農業振興地域の整備に関する法律 (昭和四十四年法律第五十八号) 第七条第

項の規定により、 農業振興地域の区域を次のとおり変更する。

平成二十九年十二月二十二日

山県知事

伊原木

隆

倉敷農業振興地域、 船穂農業振興地域及び真備農業振興地域を倉敷農業振興地域とし、

その区域を次の図のとおりとする。

その関係図書を岡山県農林水産部農村振興課に備え置い て

般の縦覧に供する。

第十四条第一項の規定により、 〔五三三〕 測量法 (昭和二十四年法律第百八十八号) 第三十九条において準用する同法 井原市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知が

平成二十九年十二月二十二日

岡山県知事

伊 原 木

太

井原	測
市岩	量
倉 地	区
内	域
公共	測
測量(二	量
— — 級 基	Ø
準 点 測	種
量)	類
平成成二	測
一十九年十一	量
十 月日十	期
までおら	間

五三四 次の者に係る都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十九条の規定によ

る開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十九年十二月二十二日

同一男矢耳

伊原

木

太

開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市南溝手字新町南四〇七-五

許可を受けた者の住所及び氏名

総社市地頭片山七〇一二ポム・ダム

ルC二〇五号

許可番号

 \equiv

岡山県指令建指第二二七号

札を実施する。 政府 調達に関する協定の適用を受ける調達に 0 1 次のとおり 般競争入

平成二十九年十二月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆

太

1 調達內谷

(1) 借入件名及び数量

庁用自動車リース(小型貨物自動車) 27

(2) 借入物品の特質等

庁用自動車リ 及び車両リ -ス業務 ス仕様書 (小型貨物自動車) 了 下 江 「仕様書」 27台入札説明書 という。) **元**元

(3) 納入期限

平成30年4月2日(月) 26台

z成30年6月1日(金) 1台

(4) 借入期間

^Z成30年4月1日から平成39年5月31日まて

(5) 借入場所

入札説明書による。

(6) 入札方法

加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは, 定に当たっては, 108分の100に相当す に係る課税事業者 ものとする。) 業等に要する U (O) 入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を であるか免税事業者であるかを問わず, Š ス契約期間中の 金額を入札書に記載する て落札価格とするので, ース物件の本体価格のほか, 一切の諸経費を含めた額とする。 入札者は, 輸送費及び仕様書に記載す その端数金額を切り捨て 消費税及び地方消費税 た契約金額の

2 競争入札参加資格

次の要件のいずれにも該当する者とする

(1) 平成29年度に県が発注する物品の調達契約であ 定役務の調達手続の特例を定める政令 係る競争入札に参加する者に必要な資格 (平成7年政令第372号) (平成29年岡山県告示第58号 て地方公共団体の物品等又は特 の規定が適用

品の売買, 「資格告示」 修理等の調達契約に係る競争入札の参加資格, という。) に定める資格をいう。) を得ている者 資格審査の申請手続等。 Ü 格付区分が

- (2) 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の4 \sim 項の規定に該当
- トリース業務及びメンテナンスリ 業務を行 7 業者 S \wedge
- ω 競争入札参加資格の申請手続

格告示に基づき申請手続を行う の一般競争入札への参加を希望する Ÿ \sim (1)の資格を得ていないものは,

岡山県出納局用度課管理班 岡山市北区内山下二 提出先及び問い合わせ先 (岡山県庁2階)

2) 申請書の提出期限

平成30年2月 Ш

- 契約条項を示す場所, 入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先

岡山市北区内山下二丁目

岡山県出納局用度課管理班 (岡山県庁2階)

(086)

2 入札説明書等の交付期間及び交付方法

交付期間

める条例 平成29年12月22日 (平成元年岡山県条例第2号) (金) から平成30年 2 第1条第1項に規定する 且 2 Ш (食) S (岡山県の休日を定 県の休日

 \angle

交付方法

(1)の場所にて交付する

返信用封筒及び返信に必要な切手等を同封し, る交付を希望する場合は, \subseteq ۲*۲*۲, 交付に必要な期間を十分に考慮し \subseteq トル, $_{\circ}^{\circ}$ 重さ120グ

ラムであるので、注意するこ

(3) 入札書の提出方法

持参又は郵便若しくは信書便による送付 一足() 「郵送等」

4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札日時

平成30年2月8日(木)13時30分

ただし, 郵送等に よる場合にあっては, 回归 (水)17時を受領期限とする

イ 揚所

岡山市北区内山下二丁目4番6

岡山県出納局用度課地下1階入札室

岡山県公報 第11951号

 \mathcal{N} 場合にあっては, (1)の場所に提出する

ウその何

を受け付けない。 入札開始前及び開札開始後においては, 入札書の提出

5 入札者に要求される事項

送等によ で指定する添付書類を平成30年2 の一般競争入札に参加を希望する者は, るものを含む。) しなければならない。 田 Ш 般競争入札参加申出書及び入札説明書 17時までに, 4(1)の場所に提出

入札参加希望者は, それに応じなければならない。 契約担当者から提出した書類等に関し説明を求められた

6 その街

平成29年12月22日

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

岡山県財務規則(昭和61年岡山県規則第8 号) 第131条及び第133条の規定によ

(3) 契約保証金

岡山県財務規則第153条及び第155条の規定による

(4) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札, 入札者に求めら

岡山県公報 第11951号 平成29年12月22日

に係る入札書は, 務を履行しなかった者のした入札その他岡山県財務規則第140条各号に掲げる入札 熊郊とする。

5) 契約書作成の要否

(6) 落札者の決定方法

最低の価格を 岡山県財務規則第137条第1項の規定に て有効な入札を行った者を落札者とする。 より決定された予定価格の制限の範囲内

7

詳細は, 入札説明書による

Summary Name and quantity ofthe products

to

be

leased

2) Delivery date

27 vehicles

April (Monday) 2018 (26 vehicles)

(Friday), 2018 (1 vehicle)

(3)Lease period

(4) Delivery place

Specified in the bid explanation

(5) limit for tender

(Thursday) 2018

(6) point

Prefectural Government Office, Treasury Bureau, Office Supplies

Uchisange,

Kita

·ku,

0kayama

0kayama—

·ken,

700 - 8570

TEL -980226Japan

◎岡山県選管告示第八十四号

(昭和二十四年法律第二百六十七号)第九十九条第二項に規定する岡山海区漁

業調整委員会の委員の選挙権を有する者の総数の三分の一の数は、 七四四である。

平成二十九年十二月二十二日

岡山県選挙管理委員会

委員長

泰 ...

原健

建補